

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年12月18日 04時55分ごろ
発生場所	阪神港 堺 泉北第5区 泉北大津南防波堤灯台から真方位077° 1,685m付近 (概位 北緯34° 32.0′ 東経135° 23.9′)
事故の概要	貨物船第八朝日丸は、北西進中、漁船第三十二住吉丸は、第三十一住吉丸を右舷に連結した状態で、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八朝日丸、498トン 143884、広井海運株式会社 B 漁船 第三十二住吉丸、9.7トン OS2-1798（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 第三十一住吉丸、9.7トン OS2-1797（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定 C 船長C、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過痕 B 左舷中央部外板に破口及び擦過傷 C なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：07時00分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、荷役終了後、出航の目的で法定灯火を表示して岸壁を出発し、‘T字形を成す交差部’（以下「本件交差部」という。）に向かって港内の水域を北東進していた。 船長Aは、本件交差部付近において、B船を初認した際、B船が本件交差部の東方から水域の北方にあたる岸寄りを北西進して港外に向かい、A船よりも速い速力で航行しているように見えたので、A船が本件交差部から左転して北西方の水域へ進入してもB船がA船の右舷方を通過すると判断し、同時に本件交差部から北西方の水域内には、他船の存在を認めなかったため、ほかに航行の支障となる船舶がないと判断し、B船に対して注意を払わなかった。 A船は、本件交差部で左転し、港外へ向けて約10.0ノット

	<p>(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で北西進していたところ、船長Aが至近にB船の航海灯を認めたが、右舷船首部とB船左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、C船と船びき網漁を行う目的でC船を右舷に連結して係留地を出発し、約10.7knの速力で北西進中、船長Bが、これまでの経験から交通量が大きく減少する時間帯であり、周囲に他船がないものと思い、前路を航行する船びき網漁の運搬船である僚船の灯火を見ていたところ、左舷中央部とA船右舷船首部とが衝突した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、船首部及び船尾部をB船と鎖で連結させ、B船の右舷に連結された状態で主機をB船の機関回転数と同じに設定して航行していた。</p> <p>船長Cは、舵を中央としてB船に操船を任せて休憩していたところ、衝撃を感じ、A船とB船が衝突したことを知った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、北西進中、船長Aが、本件交差部の東方から北西進するB船を初認していたものの、本件交差部から北西方の水域で航行の支障となる船舶がないと思い、本件交差部から左転して航行を続けたことから、B船が右舷方に接近していたことに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、B船がC船を右舷に連結して北西進中、船長Bが周囲に他船がないものと思い、前路を航行する僚船の灯火を見ていたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、漁場に向かう際、B船に操船を任せていたことから、周囲の見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が北西進中、B船がC船を右舷に連結して北西進中、船長Aが、本件交差部の東方から北西進するB船を初認していたものの、本件交差部から北西方の水域で航行の支障となる船舶がないと思い、本件交差部から左転して航行を続け、また、船長Bが周囲に他船がないものと思い、前路を航行する僚船の灯火を見ていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、港内の水域の交差部で接近して航行する他船を認めた際、安全に通過する状況を確認し、十分に離れるまで動静監視を継続すること。</li> <li>・船長は、港内において、特定の方向に限らず、周囲の見張りを厳重にすること。</li> <li>・船びき網漁の船長は、僚船を連結した状態で航行する際、十分に周囲の見張りをを行い、操縦性能が低下することを考慮して航行すること。</li> </ul>

